

令和 8 年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画のうち、令和 8 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めた。

第 1 ごみ処理実施計画

1 排出量の見込み

区 分		排 出 量 (t)
可燃ごみ	家 庭 系	1 0, 4 4 1
	事 業 系	4, 0 3 8
不燃ごみ	家 庭 系	9 8 9
	事 業 系	0
資 源 物		2, 5 6 0
粗 大 ご み		6 2
有 害 ご み		2 9
危 険 ご み		2 2
合 計		1 8, 1 4 1

2 処理の主体

区 分		処理の主体	
		収 集	処 理
可燃ごみ	家 庭 系	市 (委 託)	市
	事 業 系	市 (許 可 業 者)	市
不燃ごみ	家 庭 系	市 (委 託)	市
	資 源 物	市 (委 託)	民間 (委託)
粗 大 ご み		市 (委 託)	市
有 害 ご み		市 (委 託)	民間 (委託)
危 険 ご み		市 (委 託)	民間 (委託)

3 処理の計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 市民のごみの減量に向けた意識の向上と取組みへの支援

イベント・広報による啓発

- 市の広報による啓発
- クリーンキーパーへの啓発
- ごみ分別説明会
- 施設見学会
- 市ホームページでの情報提供

環境学習の推進

- 小中学生ごみ減量ポスター募集
- 小学生向けの副読本等の作成

ごみ排出マナー等の指導

- 市職員による出前講座
- 外国人・アパート管理者に対する指導

イ 家庭系ごみの発生抑制及び資源の分別排出に向けた環境の整備

家庭ごみの発生抑制

- 食品ロス削減の推進
- 生ごみの減量化の推進
- リサイクル品情報掲示板
- 粗大ごみインターネット受付の検討
- 粗大ごみの減量化の推進
- 家庭用剪定枝粉碎機貸出事業

ごみと資源の分別収集の充実

- 資源物の分別回収
- 有害ごみ・危険ごみ等の分別収集及び回収
- ごみ分別なんでも百科及びごみの分別と出し方の配布
- ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の周知
- 資源物回収ステーションの適切な配置
- 資源回収団体の育成

ウ 事業系ごみの発生抑制及び資源化の取組みの促進

事業系ごみの発生抑制及び資源化に向けた取組み

- 適正排出の指導
- 事業者向け資源回収業者の情報提供
- 搬入物実態調査の実施
- 剪定枝等チップ化事業

エ プラスチック使用製品廃棄物の分別、収集、処理方法の検討

オ 適正なごみ処理体制の確保

適正な収集運搬「収集運搬計画」

- 効率の良い収集計画

適正な中間処理施設の運営「中間処理計画」

- 適正な中間処理
- 運営管理の最適化
- 環境関連定期検査の実施
- 搬入物実態調査の実施
- 新ごみ処理施設の整備

適正な最終処分「最終処分計画」

- 最終処分場の安定的確保

不法投棄等の対策

- 不法投棄の監視等の充実
- 市外からの搬入者に対する指導

ごみ集積場の管理支援

- ごみ集積場環境整備助成事業

災害ごみへの対策

- 災害ごみ対策
- 災害廃棄物処理計画の見直し

(2) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

犬山市全域

イ 分別の品目、排出方法、収集方法及び回数

区 分	分別品目	排出方法	収集方法	収集場所	収集回数	
可燃ごみ	家庭系	可燃ごみ	有料指定ごみ袋に入れ、収集場所に排出	収集場所にて市の委託業者が収集(ステーション方式)	町内会等で選定された集積場	2回/週
	事業系	可燃ごみ	透明・半透明袋に入れ、各事業所で排出	各事業所にて市の許可業者が収集(戸別方式)	各事業所	随時
不燃ごみ	家庭系	不燃ごみ	市が収集場所に設置する収集容器に排出	収集場所にて市の委託業者が収集(ステーション方式)	町内会等で選定された集積場	2回/月
資源物	空きびん アルミ缶 スチール缶 ペットボトル 飲料用紙パック	市が収集場所に設置する収集容器に排出	収集場所にて市の委託業者が収集(ステーション方式)	町内会等で選定された集積場	2回/月	
	新聞紙 雑誌・雑がみ 段ボール 布類				1回/月	

区分	分別品目	排出方法	収集方法	収集場所	収集回数
資源物	プラスチック製 容器包装	市が収集場所 に設置する収 集容器等に排 出	収集場所にて市 の委託業者が収 集（ステーション 方式）	町内会等 で選定さ れた集積 場	1回／週
	小型家電 10品目		排出者が収集場 所に持ち込む （拠点回収）	市役所・出 張所・わん 丸エコス テーショ ンほか	開設時
	パソコン				
	廃食用油				
羽毛ふとん					
有害ごみ	乾電池 蛍光管	市が収集場所 に設置する収 集容器等に排 出	収集場所にて市 の委託業者が収 集（ステーション 方式）	町内会等 で選定さ れた集積 場	2回／月
危険ごみ	スプレー缶類		2回／月		
粗大ごみ	粗大ごみ	有料の粗大ご み処理券を添 付し、各家庭で 排出	各家庭にて市の 委託業者が収集（ 戸別方式）	各家庭	2回／月

ウ 市で収集・処理をしないごみ（排出者にて個別に対応）

- 適正処理困難物は、排出者が購入先の販売店や協力事業者へ直接廃棄物を持ち込み、処理を依頼する。
- 引っ越し等で一時的に多量排出するごみや、運搬困難な家庭系ごみは、排出者が一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ事業者へ直接収集を依頼する。

(3) 中間処理計画

ア 市の処理施設の概要

名 称	施設能力	所在地	区分
犬山市都市美化センター (焼却処理施設)	135t/24H	犬山市大字塔野地字田口洞 39-128	可燃ごみ
犬山市都市美化センター (破碎処理施設)	30t/5H	同 上	不燃ごみ 粗大ごみ

イ 中間処理の量

処理方法		区分	処理量	
焼却処理		可燃ごみ	14,479 t	
		破碎可燃物	745 t	
破碎処理		不燃ごみ・粗大ごみ	1,073 t	
資源化	チップ化	資源物	剪定枝・草	576 t
	選別・破碎		空きびん	306 t
	圧縮固縛		ペットボトル	189 t
			プラスチック製容器包装	548 t

ウ 残渣の量及び処分方法

残渣の量・区分 (t)	処 分 方 法
1,708 (焼却灰)	埋 立
647 (飛灰)	埋 立
78 (破碎残渣)	埋 立
209 (磁選物)	資 源 化

(4) 他市町村への排出

施設名	区分	年間計画数量(t)
野村興産(株)(北見市、大阪市)	乾電池、蛍光管	29
(有)江南紙原料(扶桑町)	新聞	243
	雑誌・雑がみ	325
	段ボール	151
	布類	109
(株)美濃ラボ(海津市)	実験動物の死体及び糞・マット	0.363
三重中央開発(株)(伊賀市)	火災廃材	27
ヤマショー金属(株)(弥富市)	スプレー缶	22
オオブユニティ(株)(大府市)	生ごみ	10

(5) 最終処分計画(埋立処分)

ア 最終処分場の概要

名称	所在地	面積(m ²)	全体容量(m ³)
犬山市八曾一般廃棄物最終処分場	犬山市字八曾1-406	8,583	72,158

イ 年間埋立量及び埋立計画

名称	年間埋立量(m ³)	残余容量(m ³)	埋立計画
犬山市八曾一般廃棄物最終処分場	902	6,664	カドイッチ工法による埋立

ウ 焼却灰の委託処分

犬山市八曾一般廃棄物最終処分場の延命化対策として、焼却灰の処分を(公財)愛知臨海環境整備センター(アセック)及び三重中央開発(株)に委託する。

名称	所在地	委託処分量(t)
(公財)愛知臨海環境整備センター	愛知県知多郡武豊町字三号地1	786
三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋4713	435

エ 飛灰の委託処分

犬山市八曾一般廃棄物最終処分場の延命化対策として、飛灰の処分を(公財)愛知臨海環境整備センター(アセック)及びグリーンフィル小坂(株)に委託する。

名 称	所在地	委託処分量 (t)
(公財)愛知臨海環境整備センター	愛知県知多郡武豊町字三号地1	1, 0 1 2
グリーンフィル小坂(株)	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部60-1	1 2 0

(6) 一般廃棄物処理業の許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可は、現状を勘案し、一般廃棄物の適正な処理体制確保のため特に必要がある場合を除き新規に許可をしない。

第2 生活排水処理実施計画

1 発生量の見込み

区 分	発生量 (kℓ)
し 尿	886
浄化槽汚泥	13,705

2 処理の主体

区 分	処理の主体	
	収 集	処 理
し 尿	市 (委 託)	一部事務組合
浄化槽汚泥	市 (許可業者)	一部事務組合

3 処理の計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	処理区域	人 口
公共下水道	1,134.0ha	44,171
農業集落排水施設	35.0ha	256
浄化槽	市内全域	25,452
し尿汲取	市内全域	1,188

(2) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲 犬山市全域

イ 収集・運搬の方法、回数

区 分	収集・運搬	
	収 集	回 数
し 尿	市 (委 託)	随 時
浄化槽汚泥	市 (許可業者)	随 時

(3) 中間処理計画

犬山市内において、収集業者が収集したし尿は、犬山市内の環境センターに一時貯留され、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町で構成する愛北広域事務組合が管理を行う愛北クリーンセンターに搬入する。浄化槽汚泥は、市が許可を与えた浄化槽清掃業者が清掃を実施し、直接愛北クリーンセンターに搬入。その後愛北クリーンセンターにおいて処理を実施する。

ア 一時貯留施設の概要

名 称	施設規模	所在地	脱臭設備
環境センター	し尿貯留槽 250kℓ コンクリート槽 50kℓ	犬山市字藪ヶ洞68番1	活性炭吸着式

イ 処理施設の概要

名 称	施設能力	所在地	区分
愛北クリーンセンター (汚水処理)	115kℓ/日 165kℓ/日	岩倉市野寄町向山760	し尿 浄化槽汚泥

ウ 中間処理の量

処理方法	区分	処理量
汚水処理	し 尿	885.92kℓ
	浄化槽汚泥	13,705.00kℓ

エ し渣・脱水汚泥の処分方法

平成24年度まで愛北クリーンセンターにて焼却処理を行っていたが平成24年度末にて終了。外部委託により処理を開始。

	処理方法	全搬出量	犬山市分
し渣	焼却処理し、減量化した灰を路盤材原料や土木資材としてリサイクル	20.72 t	3.61 t
	焼却処理し、減量化した灰を最終埋立て処分	7.13 t	1.25 t

	処理方法	全搬出量	犬山市分
脱水汚泥	セメント材料としてリサイクル	1,198.45 t	209.02 t
	乾燥または乾燥・炭化処理し、肥料や園芸資材としてリサイクル、または、乾燥、焼却処理し、減量化した灰を路盤材や土木資材としてリサイクル	804.31 t	140.27 t
搬出量合計		2,002.76 t	349.29 t

(4) 生活環境の保全計画

生活排水の適正処理のための啓発

- 浄化槽の清掃・保守点検・法定検査等、維持管理の必要性の周知
- 下水道事業認可区域外の地域に対して、合併浄化槽への転換に対する補助

(5) 浄化槽清掃業の許可

浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可は、現状を勘案し、浄化槽汚泥の適正な処理体制確保のため特に必要がある場合を除き新規に許可をしない。